

貯金規定の一部改正について

平成 31 年 3 月

日頃より長野県 J Aバンクをご利用いただきありがとうございます。

平成 31 年 4 月 1 日より、法改正に伴い「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」を一部改正いたします。

【改正箇所抜粋】

【改 正 後】	【改 正 前】
教育資金贈与税非課税措置に関する特約 1. (特約の適用範囲) (2) ③ (省略) <u>2013 年</u> 4 月 1 日から <u>2021 年</u> 3 月 31 日まで(省略) <u>④ 前号による預入れが属する年の前年における貯金者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること</u> (省略) 4. (贈与者死亡時の定め) <u>第 1 条第 2 項第 3 号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前 3 年以内に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前 3 年以内に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません。</u> ① <u>当該貯金者が 23 歳未満である場合</u> ② <u>当該貯金者が学校等に在学している場合</u> ③ <u>当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</u> 12. (終了事由) <u>① 貯金者が 30 歳に達したこと 貯金者が 30 歳に達した日</u> <u>ただし、2019 年 7 月 1 日以降に貯金者が 30 歳に達する場合は、貯金者が 30 歳に達した日において、以下の①または②のいずれかに該当するときは、教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以降については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合における、その年の 12 月 31 日または当該貯金者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。</u> ① <u>当該貯金者が学校等に在学している場合</u> ② <u>当該貯金者が教育訓練給付金の支払対象となる教育訓練を受講している場合</u> 以 上	教育資金贈与税非課税措置に関する特約 1. (特約の適用範囲) (2)③ (省略) <u>平成 25 年</u> 4 月 1 日から<u>平成 31 年</u> 3 月 31 日まで (省略) <u>(新設)</u> (省略) <u>(新設)</u> (以下、項目 4 の新設に伴い、項目番号が変更になります。) 11. (終了事由) ① 貯金者が 30 歳に達したこと 貯金者が 30 歳に達した日 <u>(新設)</u> 以 上

※法案可決後、内容に変更があれば改めてご通知いたします。

※一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

今後とも長野県 J Aバンクをご利用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

長野県 J Aバンク